

年金をもらっている人も手続きが必要なの？ ～年金受給者と手続き～



年金を受給してる私は、どんな時に手続きすればいいのかしら？

年金を受け取っている場合に必要な手続きをまとめてみたよ！参考にしてね。



誕生月がきたとき	住所や年金の受け取り先を変えたいとき	年金受給者が亡くなったとき
年金受給者現況届の提出	年金受給者住所・支払期間変更届の提出	年金受給権者死亡届の提出
<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーと基礎年金番号が紐づけされている人※は、提出不要です。 ●マイナンバーと基礎年金番号が紐づけされていない人、加給年金を受けている人などは、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入して日本年金機構へ返送してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーと基礎年金番号が紐づけされている人※は、提出不要です。（海外へ転出する人・海外から転入した人は年金事務所での手続きが必要です） ●年金受け取り先を変更する場合は、支払機関変更届を越谷年金事務所に提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーと基礎年金番号が紐づけされている人※の死亡届は不要です。マイナンバーと基礎年金番号が紐づけされていない人は、年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、速やかに届け出をしてください。届け出が遅れると、年金の過払いで、後日遺族に返納義務が生じる場合があります。 ●未支給年金や遺族年金の請求が可能な場合がありますので、越谷年金事務所、街角の年金相談センター草加、保険年金課年金窓口にご相談ください。

※マイナンバーと基礎年金番号が紐付けされているか不明な場合は、**越谷年金事務所**にお問い合わせください。

問い合わせ一覧

街角の年金相談センター草加 谷塚駅東口に開所

【利用できるサービス】

老齢年金・障害年金・遺族年金等の年金請求、受給見込額の試算、年金受取口座の変更や死亡後の手続きなど、年金受給者の相談ができます。予約をして来所してください。

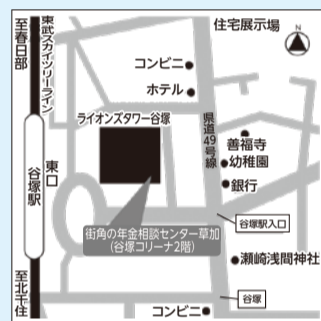
※国民年金加入手続き・免除申請・納付書発行などの年金加入者の手続きはできません。

●街角の年金相談センター草加 ☎0570-05-4890

月曜日（祝日の場合は翌日） 午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日（週末相談） 午前9時30分～午後4時



＜アクセス＞
東武スカイツリーライン
谷塚駅東口から徒歩2分
※駐車場はありません



草加市瀬崎1-9-1谷塚コーナ2階
※入口は薬局の隣です。

「ねんきんネット」～パソコン・スマートフォンでいつでも年金情報が確認できます～

【利用できるサービス】

年金加入記録の確認、「ねんきん定期便」のダウンロード、年金保険料納付状況確認、年金見込額の試算
※登録には基礎年金番号が必要です。年金手帳・「ねんきん定期便」等で確認してください。

詳しくは、ホームページ https://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンでのご利用登録はこちら→



●日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

【利用できるサービス】

年金加入者・受給者に関する情報が豊富！
年金額の簡易試算もできます！
動画で分かりやすく年金制度や保険料免除制度などを紹介
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



●ねんきんダイヤル

- ・ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ ☎0570-058-555
- ・一般的な年金相談に関する問い合わせや相談予約 ☎0570-05-1165

●日本年金機構 越谷年金事務所

厚生年金・国民年金に関する問い合わせ

☎048-960-1190（代表） FAX048-960-7220

月曜日（祝日の場合は翌日） 午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
休日相談日（第2土曜日） 午前9時30分～午後4時

＜主な対応業務＞

「国民年金の納付書を郵送してほしい」「私の年金額はいくら？」
「納め忘れていた保険料はあるかしら？」などの問い合わせや、年金に関する書類の再発行



越谷市弥生町16-1越谷ツインシティBシティ3階

＜アクセス＞

- ・電車の場合
東武スカイツリーライン
越谷駅東口から徒歩2分
- ・車の場合
越谷駅東口駐車場を利用してください

●草加市役所 保険年金課 年金係

国民年金に関する問い合わせ

☎048-922-1596（直通） FAX048-922-3178

月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後5時
水曜日 午前8時30分～午後9時 ※水曜日夜間と日曜日は日本年金機構が閉庁しているため、詳しい確認が必要な裁定請求などの受付はできません。
日曜日 午前9時～午後12時30分

（注）年金記録等個人情報を含む相談や問い合わせは窓口へご来庁ください。電話では一般的なご案内となります。



＜主な対応業務＞

- ・国民年金への加入（付加年金も含む）受付
- ・国民年金の免除申請や学生納付特例申請の受付
- ・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求書受付 など